

広島工業大学附属図書館施設利用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、広島工業大学附属図書館利用規則第13条第2項の規定に基づき、広島工業大学附属図書館施設（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(機器の利用)

第2条 施設内の機器の利用は、職員の指示に従い、利用者が取り扱うものとする。

(利用手続)

第3条 施設を利用しようとする者は、別に定める施設使用申込書をカウンターに提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 教職員が、第2条に定める時間の範囲内で施設を利用しようとするときは、前項の手続は不要とし、施設の使用に支障がない時は随時使用することができる。

(利用の終了)

第4条 施設の利用終了後は、必ず元の状態に戻し、職員に終了したことを報告する。

(雑 則)

第5条 この細則に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は館長が定める。

附 則

この細則は、平成4年12月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年6月14日から施行する。